

第1章 寄附行為

○芦屋学園寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人芦屋学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県芦屋市六麓荘町13番22号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、平和な社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 芦屋大学	大学院	教育学研究科
	臨床教育学部	教育学科
		児童教育学科
	経営教育学部	経営教育学科
(2) 芦屋学園高等学校	全日制課程	普通科、国際文化科
(3) 芦屋学園中学校		
(4) 芦屋大学附属幼稚園		

第3章 役員及び理事会

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理 事 8人
- (2) 監 事 2人

2 この法人に、評議員9名以上12名以内を置く。

3 この法人に、会計監査人 1名を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場

合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

- 4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参照し、理事を選任しなければならない。

(理事の選任)

第7条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|---|----|
| (1) 芦屋大学長であり、理事会において選任された者 | 1人 |
| (2) 芦屋学園高等学校長であり、理事会において選任された者 | 1人 |
| (3) 理事会において選任された者 | 4人 |
| (4) この法人に対する功労者のうちから理事会において選任された者 | 1人 |
| (5) この法人の役員又は教職員でない(私立学校法第31条4項の定めるところによる)学識経験者のうち理事会において選任された者 | 1人 |
- 2 前項第1号及び2号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
 - 3 同一の者が芦屋大学長と芦屋学園高等学校長を併任する場合、理事定数を1名減ずる。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者で、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 理事は、再任されることがある。

(理事の補充)

第10条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお、理事としての権利義務を有する。

- 2 理事のうち、その定数の五分の一を越えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上が出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき
- (4) 理事たるにふさわしくない非行があったとき

2 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第31条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(監事の任期)

第12条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることがある。

(監事の補充)

第13条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

(監事の解任及び退任)

第14条 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき
- (4) 監事たるにふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第31条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事の互選により選任する。理事長の職を解任するときも、理事総数の過半数の議決によるものとする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち1人を代表業務執行理事とすることができる。その選任及び解任については、前項の規定を準用する。
- 4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 5 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(理事の代表権の制限)

第17条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第18条 理事長に事故があるとき、代表業務執行理事が置かれている場合は代表業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を代理し、又はその職務を行う。

(理事長及び代表業務執行理事の報告義務)

第19条 理事長および代表業務執行理事は、自己の職務の執行の状況について、3月に1回以上理事会および評議員会に報告しなければならない。

- 2 報告内容には、財務状況、事業計画の進捗状況、およびその他重要な事項を含むものとする。

(監事の職務)

第20条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の職務の執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、

毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第21条** この法人に理事をもって組織する理事会を置き、特別な事情のない限り、月1回以上定例会を開催する。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。
 - 5 理事長以外の理事は理事長に対し、会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができ、理事長が、請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
 - 6 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。
 - 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。

- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 前条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席しなければ、この会議を開き、議決をすることができない。
- 11 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第22条** 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及び他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事のうちから互選された理事2名が署名または記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 理事会の議事録は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合、出席した理事および監査役は、電子署名をもって署名または記名押印に代えることができる。
 - 4 電磁的記録により作成された議事録は、法令で定める方法により保存し、必要に応じて紙面または映像面に表示できるようにする。
 - 5 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。
 - 6 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第23条** この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、9名以上12名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 4 理事長、代表業務執行理事および監事等は、評議員会に出席しなければならない。
- 5 理事長、代表業務執行理事および監事等は、評議員会において、評議員から特

定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

- 6 理事長は、評議員総数(現にその職にある評議員及び第31条第3項によってなおその権利義務を有する評議員の総数)の十分の一以上の評議員が、共同して、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求した場合には、その請求があつた日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。この請求は、評議員会の日の30日前までに行わなければならない。理事長がこの請求に基づいて評議員会を招集しない場合、請求を行つた評議員は、共同して文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 7 評議員会を招集するには、理事会において会議の日時および場所、会議の目的である事項があるときは当該事項、会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨、および私立学校法施行規則で定める事項を定め、各評議員に対して書面または電磁的方法により通知しなければならない。
- 8 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
- 9 評議員会は、定期評議員会として毎会計年度終了後2月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 10 評議員会に議長を置き、評議員の中から選出する。
- 11 評議員の中から議長が選出されなかった場合、理事長が議長を務める。
- 12 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。ただし、評議員会の重要事項については、実際に出席することを原則とし、書面または電磁的方法による意思表示は例外とする。
- 13 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決するところによる。
- 14 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議)

- 第24条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
 - 3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠つたことによって生

じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

- 4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第25条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した評議員および監事が署名または記名押印しなければならない。議事録は、評議員会の日から10年間、事務所に備えて置かなければならぬ。電磁的記録による議事録の場合、電子署名をもって署名または記名押印に代えることができる。

(評議員の職務等)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (2) 事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (3) 多額の借財及び基本財産の処分並びに重要な資産の処分及び譲受け(運用財産中の不動産を含む)及び積立金の処分
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ)の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - (7) 寄附金品の募集に関する事項
 - (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (3) 合併
- (理事会及び評議員会の協議)
- 第27条** 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 理事長及び代表業務執行理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならぬ。

(評議員会の意見具申等)

第28条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第29条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会で選任した者 3名以上4名以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから評議員会で選任した者 3名以上4名以内
- (3) 前第1号及び第2号以外の者で3名以上4名以内のうちから半数(奇数の場合は小数点第一位以下を切り捨てる)を理事会で選出し、残数を評議員会で選任する。
- 2 理事会で選任する評議員の総数は、評議員の総数の半数(奇数の場合は小数点第一位以下を切り捨てる)までとする。
- 3 第1項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 4 評議員会は、評議員の総数が9名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。
- 6 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員会が選任する評議員の選任に関し必要な事項は、評議員選任規程において定める。

(任期)

第30条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第31条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものとの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
- 3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第5章 会計監査人

(会計監査人の選任および任期)

第32条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第33条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。
- 3 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。
- 4 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 5 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

7 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第34条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第35条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第36条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産の部に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の運営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合は、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第38条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第39条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第40条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第41条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第42条 この法人の予算及び事業計画は、理事長において、毎会計年度開始前に編成し、理事会において、議決に参加している理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事及び書面又は電磁的方法により議決に加わる理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第43条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第44条 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告、その附属明細書、計算書類、その附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査及び計算書類、その附属明細書及び財産目録については会計監査人の監査を受けた上で理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業報告、計算書類、財産目録の内容を評議員会に報告し、諮問しなければならない。

3 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰り越す。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、計算書類(貸借対照表、収支計算書)、計算書類の附属明細書及び事業報告、事業報告の附属明細書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、会計監査報告、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(情報の公表)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき、寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき、当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び附属の明細書、会計監査報告書、役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき、これらの書類の内容
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき、当該報酬等の支給の基準

(役員及び評議員の報酬)

第47条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第48条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第50条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない

(残余財産の帰属者)

第51条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第53条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 梯則

(書類及び帳簿の備え付け)

第54条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かねばならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書

- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第55条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第56条 理事(理事長、代表業務執行理事又はこの法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と私立学校第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第58条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和35年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和39年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和42年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和54年11月29日より施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和60年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、昭和61年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は、平成3年3月19日文部大臣の認可を得て平成3年5月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年3月15日)から施行する。ただし、現役員の任期は、改正後の寄附行為第11条第1項の規程にかかわらず、平成7年5月28日までとする。また、現評議員の任期は、改正後の寄附行為第18条第1項の規程にかかわらず、平成7年3月25日までとする。

附 則

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日(平成15年10月27日)から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成16年11月30日文部科学大臣の認可を得て平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成17年3月16日)を得て、平成17年4月1日から施行する。ただし、現在の役員の任期は、改正後の寄附行為第8条第1項の規定にかかわらず、平成17年5月28日までとする。また、現在の評議員の任期は、改正後の寄附行為第25条第1項の規定にかかわらず、平成17年5月25日までとする。

附 則

この寄附行為の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年11月18日)から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成30年2月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(令和元年11月29日)の翌日
から施行する。

附 則

令和2年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施
行する。

附 則

令和2年10月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年10月23日か
ら施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和3年1月25日)から施行する。

附 則

令和7年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施
行する。ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結
の時から施行する。

- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構
成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例に
による。この場合において、理事と評議員を兼職する者については、当該終結の時
に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校
法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期
間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員
会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。